

## 「転型正義」／「転型不正義」からの問い

北村 嘉恵

## はじめに

呉豪人さんの報告からどのような刺激と課題を受け取ったのか、日本社会に生活の拠点をおき、台湾先住民族および日本の近現代史を研究するものの立場から、3点ほど記したい<sup>1</sup>。呉豪人の言葉は、「鬼ヶ島の人間」から「桃太郎たち」にも届けられているが、〈桃太郎向け〉にあつらえたものではない。呉の言葉でいえば、「自力本願」を基底に据えつつ「連帯」へと開かれた言葉である。これらの言葉にどのように応答していくのか。その覚え書きの一片でもある。

## 第1節 “Transitional” “Justice”

まず、「転型正義」(Transitional justice)という鍵言葉を用いるにあたり、“Transitional”“Justice”という、それぞれに理解を共有することの難しい概念について、いくつか論点を提示しておきたい。

## 1. 「転型正義」という訳語と実践

台湾においても、「転型正義」という言葉自体は輸入ものである。当初、“Transitional justice”という語は「変遷中的正義」<sup>2</sup>と訳され、現在では「転型正義」<sup>3</sup>という訳語が定着し、社会的にも身近な言葉となっている。それは、「転型正義」という訳語が人々の肌感覚にフィットした、つまり現実に直面している不正義の磁場を変えていこうという内在的なエネルギーおよび戒厳令下から蓄積されてきた「正義」追求の経験と共鳴したからだと呉豪人は指摘する。言葉自体は外来ものだが、自らの社会を変革していこうとする草の根の実践がすでにあり、これを後押しする鍵概念として「転型正義」という言葉が活用されるようになったのだ。

それゆえ、「真の正義とは何かは、いまだよくわからない。しかし、不正義とは何かは、はっきりとわかる。断じて不正義を継続させない、繰り返させない」、そのために傾ける努力こそが「転型正義」だという理解と感覚がある<sup>4</sup>。既存の正義に「真の正義」なるものを対置し、自ら正義の占有者たらんとするのではない、ということは重要であろう。

翻って、日本における「移行期正義」(Transitional justice)をめぐる議論は、いわゆる「紛争地域」あるいは「国際紛争」を事例とした規範的な議論が多いように思われる。「移行期」という訳語は、まちがいははいえないだろうが、政治体制として「民主」システムが安定的に持続している日本社会において、どこかの地域のだれかの問題、という感覚をどうしても伴ってしまうように思う。

## 2. 「コンフリクトの安寧」を問題化する —— 「転型不正義論」の視座

国際的な議論においても“Transitional”という語は、独裁体制から民主体制へ、あるいは、紛争状態から和平状態へ、つまり、“Post-conflict societies”に関わる問題として示されることがしばしばである<sup>5</sup>。一方、“Post-transitional”、あるいは、“Steady-state transitional justice”といった観点から、政体転換前後を貫く問題の連鎖に光をあて、「平時」「常時」における転型正義を問題化する動向もある<sup>6</sup>。日本でも、「安定している民主主義体制においても、歴史的正義の問題（たとえば奴隷制、先住民問題）などは未解決であり、正義の問題は常に移行過程にあるという意味では、移行期における正義の問題は、あらゆる社会が直面している問題として見た方が良好だろう<sup>7</sup>という視点が提示されている。このように対象を広げていく論議から示唆を受けつつも、しかし、呉豪人の投げかける問いの衝撃力との違いは何なのかと考えざるをえない。

「転型不正義」という事態に光を当てる呉豪人の議論が示す要点のひとつは、不正義は不正義の顔をしているわけではない、ということだ。ハンナ・アーレントは「悪の凡庸さ」を論じたが、呉豪人は進化し洗練された不正義を論ずる<sup>8</sup>。「不正義な仕業であればあるほど正義の名のもとに行なわれる。正義はそれゆえ転型が必要となる。しかし、「転型不正義」はなお一歩先をいき、「転型正義」の諸理念すら横奪し濫用する<sup>9</sup>。立法・司法・行政にわたる民主的なシステムのもとで民意の支持を得て、国際的にも人権メッセージをアピールしながら、人々の生存や生活を脅かす施策が進展している<sup>10</sup>。呉の議論には、「不正義」の所在を指さすだけにとどまらない、受け取る側——民主的な社会を構成する——の立ち処を不断に問うような視座が示されている。

こうした「転型（不）正義論」が逆照射しているのは、富山一郎のいう、コンフリクト論にまつわる安心感、安寧という問題であるように思う<sup>11</sup>。

コンフリクトにかかわるこうした言葉を眺めてみて、あらためて確認しなければならないのは、紛争や対立といった暴力的状況を感じ得る言葉とは裏腹に、こうした言葉が醸し出す安心感である。……問題を解説し問題解決を語れば語るほど、そこからは、対象に巻き込まれたくないという隠されたメッセージとともに、問題を抱え込む他者、あるいは当事者と呼ばれる領域がより強固にまた具体的に定義されていく。

台湾において、外来政権による統治の連続、長期にわたる戒厳令の施行、兩岸関係、「国際社会」における不承認など、政治的共同体としての困難な来歴と、そのなかで形成された重層的な族群構成とが、眼前の不正義をより根源的に問い直す契機となっている側面は、たしかにあるだろう。だが、自らが否応なく巻き込まれている現実として「転型不正義」の存在様態およびその動態を見据える呉豪人の議論は、いかに自らが「転型（不）正義」を担う当事者である（となる）のかを読み手に問いかけている。

## 第2節 近代国民国家と先住民族との関係再構築

2点目は、近代国民国家と先住民族との関係再構築についてである。転型正義の中核的な理念である、関係修復という課題をいかなる次元で実現ないし展望するのか、という問題に関わる。

### 1. 台湾社会の「転型正義」実践における先住民族／台湾先住民族にとっての「転型正義」

呉豪人の実践には、司法 (justice) の技法により不正義 (injustice) に介入を試みつつ、近代司法の枠組やそれを支える認識そのものを組み替えていこうという志向がある。呉報告で論及された模擬憲法法廷においても、それは顕著である。本シンポジウムを機として筆者は、2014年に始まった模擬憲法法廷という実践のプロセス、および、「転型正義」を主題とする第3回模憲の判決文・意見書(2016年12月)をたどり、そこに凝縮された知恵と問題提起に深い感銘と衝撃を受けている。ここでは、同法廷の二つの事案のうち、とくに「杜銘哲案」に焦点をあてて本法廷のもつ画期性と奥行きを確認したい。

この法廷において、台湾社会の「転型正義」の実践は先住民族を無視しない、というよりむしろ、一党独裁体制の以前から以後もなお継続する〈先住民族に対する不正義〉(「歴史的正義」)と正面から取り組まずに台湾社会における「転型正義」の実現はありえない、という姿勢は明確である。と同時に、台湾先住民族にとっての「転型正義」という観点からすると、中華民国の法廷の判定はどこまで有効なのか、そもそも介入は可能なのか、という問題提起も鮮明である。

同法廷は、白色テロ受難者に対する国家補償をめぐり、「政治犯ではない」という理由をもって排除されてきた杜孝生(1922～2001)の遺族が求めた憲法解釈に対し、「杜孝生が中華民国国民であるか否かにかかわらず、中華民国は転型正義のために賠償しなければならない」と判決した<sup>12</sup>。国家補償請求権の範囲を内乱罪や外患罪に限定してきた従来の行政・立法・司法の判断・措置に対して、典型的な政治犯の範疇からはずれる汚職罪についても現行中華民国憲法にもとづき請求権を認定したものである。

それにしてもなぜ、「政治犯であるか否かにかかわらず」ではなく、「先住民族の身分にかかわらず」なのか。同法廷の裁判官として判定に加わった呉豪人による「一部同意意見書」は、この点に踏み込んで述べている<sup>13</sup>。まず、「台湾原住民族が中華民国の国民であるか否か」は自明ではない、この立脚点が緊要である。ここには、中華民国と対等の政治主体としての単一ないし複数(いかなる形態をとるかは先住民族に委ねられる)の先住民族の自決権・自己管理権が想定されている。そのうえで、先住民の国家帰属に関わらず、中華民国憲法が国民に対して保障する賠償権が適用されると判定した。ただし、この処遇は、先住民族自身が特定の国家を認同(アイデンティファイ)・想像する権利を制約するものではない。台湾先住民族がいつ中華民国国民となったか／どのような手続きを経てなるのかについても、本法廷では判断しえない領域だとしている。

要するに、先住民族は中華民国の憲法にもとづき賠償を受ける権利を有するが、中華民国への帰属については先住民族自身の決定に委ねられている、というのである。すごい道理だと舌を巻く。と同時に、1945年以降の日本の戦後処理を想起すれば、旧植民地出身者に対する日本政府

の処遇はまさにこの逆であったことにも思い当たる。

さらに深い感銘を受けるのは、こうした判定が、マイノリティに対する慈恵的な措置としてではなく、裁判官自身の「人間の尊厳」に関わる問題として示されていることである。「民主」「人権」の衣をまとった「進化する転型不正義」からの離脱の実践ともいえよう。そして、先住民族の自決権に関わる議論の射程が台湾人全体の自決権という領界にも及ぶことは、報告の最終段で論じられているとおりである。

一見すると訴状の主旨から逸脱するばかりか、本法廷では判断しない、する権限がないという論点にまで踏み込んだ「奇妙」な判決・意見である。大胆かつ周到に練られた論理構成によって、既往の憲法解釈や認識の枠組を明快にくつがえし、さらにその先のヴィジョンを指し示す、見事な判例である。

## 2. 「杜孝生案」における「転型正義」

ただし、国家補償（賠償）請求権に焦点を据えた本法廷では、真相解明、加害者処罰、和解、再発防止といった転型正義の諸要点について追求しきれていない。杜孝生案に関していえば、汚職という罪状の当否についてすら確定できないのが現状である。その基盤となる、逮捕・起訴・判決・減刑・釈放に至る事実経過についても、他の受難者たちの場合と同様に不明なことは多い。模擬裁判が現実の司法に及ぼしているインパクトは過小評価できない一方で、司法権による転型正義の実践の限界もまた呉の指摘するとおりである。「杜孝生案において、杜孝生が先住民族の身分にもとづいて名誉を回復し、賠償を受ける権利を得た、これは一種の転型正義の実践である、とは宣言できないし、宣言する権利もない。」と明言する呉豪人意見書の含意は深い。

同時に、杜孝生の遺族にとって今回の模擬憲法法廷のもつ意味もまた深長である。原告として本法廷に立った杜銘哲は、父親が生涯貫いた重苦しい沈黙と、白色テロに関わる家族として、また平地に暮らすツォウとして自らが抱えてきた重荷について、言葉少なに弁論した。杜銘哲は、訴訟代理人の一人である高毅（当時台湾大学修士課程在籍）が本法廷のために執筆した杜孝生のライフ・ヒストリー<sup>14</sup>を読み、父親の生涯について初めて、あるまとまった像を得ることができたと述べる。この論稿の土台を支えるのは、「父親資料」という箱を作って断片的な資料を蓄積してきた杜銘哲の営為である。父親が白色テロの受難者だという真実をこの法廷を通じて確かめることは賠償権の認定に先立って切実な意味をもち、父親の生涯について公開の場で議論できること自体が長らく沈黙に押し込められてきた痛苦を和らげ新たな関係性構築へと踏み出す希望ともなる。長きにわたり鬱積した思念と向き合いつつ穏やかな心持ちで本法廷に立つまでに限りないエネルギーを要したと語る杜銘哲の言葉は、「転型正義」の困難な道程を先立って進むのがほかならぬ理不尽な状況を生き抜いてきた人々だという現実を鮮やかに示す。と同時に、「修復的正義」「転型正義」「歴史的正義」という3つの次元の課題は相連動して成し遂げるしかないという呉豪人の指摘の緊要性も感得される。

本シンポジウムを機として、白色テロの受難者と認められないままに2001年まで生き延びた杜孝生と、彼が逮捕・有罪判決・懲役を経て出獄した後生まれた杜銘哲の足跡をたどり始めた。

いまだ作業途上ではあるが、資料として本稿末尾に年表を掲げる。個別の事象に立ち入る紙幅はないが、歴史研究に投げかけられている問いは数多い。ここでは2点のみ簡単に述べたい。

ひとつは、1945年をまたぐ視座である。台湾における転型正義の追求は、さしあたり1945年から1991年までを対象としている（民進党「促進転型正義条例草案」2016年3月）<sup>15</sup>。一方、既往の日本植民地史研究では、ともすると1945年までで視界が閉じがちである。しかし、ひとりの人生に則せば、日本植民地の経験の意味も白色テロの経験の意味も1945年以前・以後を視野に入れずに論じられないことは、いっそう明白である。

もうひとつは、転型不正義に関わる歴史研究の責務とも難題とも言う問題である。今回訴訟代理人を担った高毅は、杜孝生の人生を「白色テロの挟間に落ち込んで」と表現している<sup>16</sup>。「はざま」という言葉は、白色テロの剥き出しの暴力と、白色テロ受難者としての不承認という二重の暴力の折り重なる地点を示しているだろう。これまで先住民の白色テロ受難者をめぐる関心はもっぱら高一生（ウォグ・ヤタウガナ／矢多一生）や林瑞昌（ロシン・ワタン／日野三郎）に集中してきた。1990年代末にようやく始まった事実の掘り起こしが同時代および今日において有する意義は否定すべくもない。そのうえでなお、今回の模擬憲法法廷は新たな視座を要請していると感ずる。これまで杜孝生の存在はおおよそ関心の外に置かれてきた。なぜか？ いくつか要因は考えられるが、「不夠壯烈」ゆえ、と高毅は衝く。受難者としてさほど壮烈でない、というのだ。政治犯ではない、刑死したのではない、出獄後は医師として生業を得ている。歴史研究もまた現実の磁場と無縁たりえない。種々の制約のもとで、自らの視覚を疑いつつ、いまだ形象化されないままの経験や記憶をたぐっていくほかない<sup>17</sup>。

### 第3節 歴史記憶の探究・再構築

模擬憲法法廷のプロセスが如実に示すように、「転型正義」の実践は記憶の探究・再構築の試みでもある。この主題に関しては、「転型正義」論に限らず裾野の広い議論が継続しており、学際的な研究も蓄積されているが、歴史叙述をめぐる根源的な問題でもある。ここでは、紙幅の制約上、台湾先住民史をめぐる近年の動向に関わってごく簡単に論点のみ述べておく。

呉豪人は意見書のなかで、加害者の歴史観が被害者の意識をも規定している局面を指摘し、「被害をこうむった歴史を否定する被害者がかくも多いなかで、いかにして転型正義が可能なのか」と問うている。2016年夏に蔡英文総統が表明した台湾先住民民族に対する「お詫び（道歉）」は、漢族中心史観の見直しにも言及し、これまでなきものとされてきた先住民民族の歴史記憶の探究を課題としてあげている。新たに設置された総統府原住民族歴史正義與転型正義委員会には、歴史班も設けられている。こうした動向は、当然、日本植民地期の歴史叙述の見直しをも迫るものである。

ここでいう被害—加害が、法廷で白黒のつくような関係を想定していないことは言うまでもない。むしろ、旧植民地・旧宗主国それぞれに脱植民地／脱帝国化を要請する言葉として、複数の主体の複層的な関係性と、それを貫く権力の力学を解明していく必要を示唆しているだろう。そ

の糸口は、すでにいくつも提示されている。

たとえば、国史館台湾文献館の関わる「原住民重大歴史事件」「部落史」シリーズの刊行がある。これを「国史」の書き換えといえるのか定かではないが、国家ないし植民地を単位とした歴史叙述では取り上げられなかったできごとが「事件」としてクローズアップされ、歴史資料の読み直しと歴史記憶の再構築が進みつつある。当初は、霧社事件に劣らない歴史的な重大事件だという意味づけが強かったように感じるが、近年の新たな特徴は「渉外史」として先住民の諸集団と外来者との遭遇、衝突、交渉を捉える視点である。そのなかで「抗日」の理解も変化している。いかに強固に抵抗したかという観点（のみ）ではなく、たとえば、「討伐」のプロセスが地域に及ぼした影響に光が当てられ、今日なお地域内部に伏在する亀裂と沈黙が浮かび上がってきている。ともすれば“それぞれがそれぞれに受難者”の「悲劇」（「被害者は至るところにいるが、加害者は一人も見つからない」として受容されかねない面もあるが、被害—加害関係への着目を「二項対立図式」だと短絡して退けるのではなく、複数の歴史主体の相異なる歴史経験や歴史認識を見据えつつ、非対称な権力関係のもとでの、暴力の機制と発動の様態をより立体的に明らかにしていく必要があるだろう。

## おわりに —— 「転型正義」と脱植民地化／脱帝国化

最後に、日本社会における「植民地支配責任論」と台湾社会における「転型正義」の追求という課題をいかにリンクさせていくか、という趣旨説明で提示された問いに論及しておく必要があるだろう。結論だけ述べると、すでに重なり合っている、というのが本報告を準備するなかで得た実感である<sup>18</sup>。あるいは、台湾社会における現在進行形の「転型正義」追求にコミットできない日本の植民地史研究も、1945年以前・以後を通じた日本社会さらには東アジアにおける「転型不正義」を問題化できない「転型（移行期）正義」論も、改めて問い直しが迫られている、とも言える。台湾社会における「転型正義」のプロセスは、脱植民地化の長い道程にはかならず、それは日本社会における脱帝国化を不断に要請している。

### 注

- 1 本稿は、シンポジウム当日配布の講演原稿に対する応答として準備したものである。本誌所収の呉論文では、講演原稿において詳論された「転型正義」の理論および事例が割愛されているが、その主要な内容は以下の論文で展開されている。同氏における「転型正義」の理論と実践を理解するうえで重要であるのであわせて参照されたい。呉豪人「転型正義論」『清河雅孝教授栄退記念論文集』（台北：新学林出版、2014年）、呉豪人・藤井康子・山本和行訳「転型不正義（Transitional Injustice）論」（『思想』第1119号、2017年）。
- 2 璐蒂・泰鐸〔鄭純宜訳〕『変遷中的正義』台北：商周出版、2001年。のちに、璐蒂・泰鐸〔鄭純宜訳〕『転型正義——邁向民主時代法律典範轉移』台北：商周出版、2017年。原著は、Ruti G. Teitel, *Transitional Justice*, Oxford University Press, 2000.
- 3 吳乃徳「転型正義と歴史記憶——台湾民主化的未竟之業」『思想季刊』第二期、2006年。
- 4 前掲呉豪人「転型正義論」。
- 5 たとえば、United Nations Secretary-General, *The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies: Report of the Secretary-General*, S/2004/616, S/2011/634, UN Security Council, 2004, 2011.

- 6 たとえば、Ruti G. Teitel, “Transitional Justice Genealogy,” *Harvard Human Rights Journal*, vo.16, March 2003. Cath Collins, *Post-Transitional Justice: Human Rights Trials in Chile and El Salvador*, Pa.: Pennsylvania State University Press, 2010.
- 7 土佐弘之「移行期における正義 (transitional justice) 再考——過去の人権侵害と復讐／赦し、記憶／忘却の政治」『社会科学研究』55：5・6、2004年、81頁。
- 8 ハンナ・アーレント [大久保和郎訳] 『イエルサレムのアイヒマン——悪の陳腐さについての報告』みすず書房、1969年。なお、「凡庸な悪」「凡庸な善」を論じた呉豪人の一連の議論も参照。「敗者の精神史——「凡庸之善」姉齒松平与「凡庸之悪」増田福太郎」(呉豪人『殖民地的法学者——「現代」楽園的漫遊者群像』台北：国立台湾大学出版中心、2017年)ほか。
- 9 前掲呉豪人「転型不義論」。「転型不正義 (Transitional Injustice) 論」も参照のこと。
- 10 具体的な様相については、前掲呉豪人「転型不義論」および「転型不正義 (Transitional Injustice) 論」を参照のこと。
- 11 富山一郎「なにが問われているのか」富山一郎・田沼幸子編『叢書コンフリクトの人文学1 コンフリクトから問う その方法論的検討』大阪大学出版会、2012年、V～VI頁。
- 12 本誌呉論文の「参考資料1」を参照されたい。なお、同法廷の関連資料(訴状、鑑定人意見書、判決書を含む)は、下記オフィシャルサイトで閲覧可能である。また、同法廷の全行程(公開弁論および判決言い渡し)の動画は、公視新聞議題中心の下記サイトで閲覧可能である。こうしたサイトの設営にも、同法廷の「情報を公開して透明化する精神」が息づいている。「模擬憲法法廷」(<https://sites.google.com/site/civilconstitutionalcourt/>)、「2016第三屆：転型正義」(<https://pnn.pts.org.tw/Civilconstitutionalcourt/index.html>)、いずれも2018年3月20日アクセス。
- 13 本誌呉論文の「参考資料1」、および、「参考資料2」(パワーポイント番号22)を参照。参考資料2は、模擬憲法法廷の全体像および今回の判決の要点について主催者(台北律師公会、台湾民間真相与和解促進会)が簡潔にまとめたものである。膨大で緻密な裁判プロセスをわかりやすく提示し共有化をはかる点にも、模擬憲法法廷、なかんずく「転型正義」の実践が台湾社会の構成員すべてに関わる問題だという主催者の認識がよく示されている。
- 14 高毅「墜落在白色恐怖の縫隙中——博尤・特士庫的悲劇」『第三屆模擬憲法法廷 転型正義』衛城出版、2016年。同稿の内容は、前掲のウェブサイト「2016第三屆：転型正義」にて閲覧可能。
- 15 2017年12月27日に公布された「促進転型正義条例」では、1945年8月15日から1992年11月6日までを「威權統治時期」(権威独裁時期)と定めた(第三条)。
- 16 前掲高毅「墜落在白色恐怖の縫隙中——博尤・特士庫的悲劇」。
- 17 シンポジウムの趣旨説明で言及されたとおり、ポスターのデザインをめぐり企画者・報告者のあいだで議論を重ね、このなかで高一生らの銃殺直前の写真を用いることに筆者は違和感を表明していた。その理由はいくつかあるが、杜孝生が刑死を免れ、したがって銃殺直前の写真がないという事実にもかかわる。
- 18 具体的に想起する実践のひとつは、2000年12月に東京で開催された「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」である。被害をこうむった女性たちの要求に応じ、国家の無対応を克服すべく開設されたこの民間の国際刑事法廷は、具体的な実践形態や審理の重点に相違点はあるものの、実践の理念や枠組みにおいて台湾の模擬憲法法廷と重なる点も多く、真相解明、加害者処罰、和解、再発防止の追求という点で転型正義の実践と相通じるものといえる。その全容は、VAWW-NET Japan編『日本軍性奴隷制を裁く——2000年女性国際戦犯法廷の記録』全6巻(緑風出版、2000～2002年)として公刊されている。

(資料) Voyuе Tosku／鳥宿秀男／杜孝生（1922 - 2001）関連年表

年	Voyuе Tosku／鳥宿秀男／杜孝生	関連事項
1922	阿里山トフヤ社（台南州嘉義郡）に生れる	
1930		兄の矢田一生（Uongu Yatauyongana／高一生）、台南師範学校卒業、巡査として達邦駐在所・達邦教育所赴任
	南門小学校卒業	
1942	台南州立台南第一中学校卒業	
1943	台北帝国大学附属医学専門部入学	
1945	同上卒業	
	嘉義県呉鳳郷衛生所主任	
1948	新美農場場長	
1951	第一回嘉義県議員当選	
1952	高一生（呉鳳郷長）、湯守仁（台湾省山地指導員）、汪清山（嘉義県警察局）、武義徳（呉鳳郷楽野村長）、方義仲（呉鳳郷達邦村長）らとともに逮捕	
1953	「懲治貪汙条例」違反の名目で保安司令部軍事検察官により起訴	
1953	軍事法廷で判決。「共同連続侵占公有財物」の罪名により、懲役15年、公権剥奪10年、全財産没収	
1953	「共同連続剋扣職務上応行発給之財物」の罪名追加、刑期17年に延長（参謀総長周至柔、総統府参軍長桂永清の意見により、総統蔣介石が指示）	
1954	保安司令部判決、「貪汙罪」により懲役17年	高一生、湯守仁、汪清山、方義仲、林瑞昌、高澤照ら刑死
1956	周志明（タイヤル族、「山地建設協会」メンバー）を保証人として出獄	
	妻・杜瑞蓮および5人の子どもとともに阿里山を離れ、嘉義県大埔郷にて診療所開業	
1959		杜銘哲（Voyuе Tosku）、嘉義県大埔郷に生れる
1971		杜銘哲、姉とともに初めて達邦にて祭祀 Mayasby に参加
1976	妻・杜瑞蓮逝去、埔里基督教医院に転職	
	高美英と再婚	
	妻の故郷・台東県太麻里鎮で診療所開業	
1985		「台湾人権促進会」発足
1995	ツォウの姓名（博尤・特土庫）を回復	「二二八事件処理及補償条例」公布、「財団法人二二八事件紀念基金会」発足
1997	二二八事件紀念基金会宛に「受難事実陳述書」執筆（未提出）	
1998		「戒嚴時期不当叛乱暨匪諜審判案件補償条例」公布、「財団法人戒嚴時期不当叛乱暨匪諜審判案件補償基金会」発足
2001	台東にて逝去（享年79歳）	
2003		長女杜秀鈴、補償基金会に補償申請、「内乱罪、外患罪、ないし戴乱時期檢肅匪諜条例の罪」に当たらないとして却下
2005		杜銘哲、阿里山に山中音楽工作室開設
2007		杜銘哲、補償基金会に再度補償申請、不受理
2008		「台湾民間真相與和解促進会」発足
2012		杜銘哲、北京にて中央電視「星光大道」参加、受賞
2014		杜銘哲、台湾原創流行音楽大賞候補「杜之阿里山」
2015		杜銘哲、訴願提起、台北高等行政法院にて審理中
2016		民進党「促進転型正義條例草案」、時代力量党ほか同條例草案、「総統府原住民族歴史正義与転型正義委員会」発足、第3回模擬憲法法廷「転型正義」